

合併協定進行管理(総務課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第5回協議会確認		記 事							
10	1 (整理番号)	条例、規則等の取扱い		新設合併の場合、合併町が消滅するため、各町の条例・規則は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合の条例・規則等も失効する。このため、新市において必要な条例・規則等は、新市において新たに制定し施行しなければならない。合併と同時に施行。 例) 事務所の位置を定める条例、組織条例、税条例など							
協定内容		条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの									
調整時期											
合併前	合併時	選挙議会	H17当初編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4以降	
	完了										
調整担当											
部名	総務部	課名	総務課								
例規調整状況											
例規調整完了											
廃止				-							
例規調整中				-							
				完了予定年月日 : 平成 年 月 日							
協定項目調整経過と内容及び問題点											
【調整経過】											
【内容】											
【問題点】											
協定項目の実施状況及び調整による合併効果											
【実施状況】				合併と同時に協定内容どおり実施。 専決した条例 194 条例。							
【合併効果】											